

中央区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱

平成9年3月31日

8中総経第299号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の基準)

第2条 区長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、区長が特に認める者に対しては、指名停止に代えて、注意の喚起を行うことができる。

(指名業者選定等委員会の関与)

第3条 区長は、指名停止を行うときは、中央区指名業者選定等委員会の審議を経るものとする。

(指名停止を行った場合の措置)

第4条 契約担当者は、区長が指名停止を行ったときは、停止期間中の有資格者を、指名停止の期間が満了するまで、競争入札若しくは見積りに参加させ、又は相手方として契約を締結してはならない。

2 契約担当者は、区長が指名停止を行ったときは、指名停止期間中の有資格者が区の発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することについて承認してはならない。

(指名停止の対象の特例)

第5条 別表第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、当該有資格者の指名停止事由の発生に該当する部門のみの指名停止を行い、当該事由と関連のない他の部門の指名停止を行わないことができる。

一 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員を充てている場合

二 業種別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前号に準ずる責任体制であると区長が認める場合

2 別表第2号、第3号又は第4号(6)に掲げる措置要件のいずれかに該当することにより指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、区長は、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 区長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 区長は、事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

5 区長は、前2項の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責めを負わないと認められる者を除くものとする。

6 別表第4号(1)、(2)又は(5)に掲げる措置要件のいずれかに該当することにより指名停止の対象となる有資格者又は指名停止の措置を受けた有資格者が合併、会社分割又は営業譲渡により他の有資格者へ

移行する場合又は指名停止の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止の措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、区長は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。

- 7 区が発注した工事請負契約において、別表第4号(1)又は(5)に掲げる措置要件のいずれかに該当することにより指名停止を行う場合で、当該指名停止の対象となる有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が他の有資格者である個人又は他の有資格者である法人の役員を兼任している場合は、区長は、当該個人又は法人についても同様に指名停止を行うことができる。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当した場合は、区長は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも延長して指名停止期間を定めることができる。

一 有資格者が、別表第1号に掲げる措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び同号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

二 有資格者が、別表第3号に掲げる措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び同号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

三 有資格者が、別表第4号(1)から(5)までに掲げる措置要件のいずれかに係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び同号(1)から(5)までに掲げる措置要件に該当することとなったとき。

四 別表第4号(1)から(5)までに掲げる措置要件のいずれかに該当する場合であって、当該違反行為等において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為等が極めて広域的に行われたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、特に区長が必要があると認めるとき。

- 3 区長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

一 別表第2号又は第3号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合で、事後処理が適切になされたとき。

二 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要があると認めるとき。

- 4 区長は、別表第4号(2)に掲げる措置要件に該当する場合で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、通常の措置の2分の1の期間とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、区長は、情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号に定める期間の2分の1を下回らない範囲内で、指名停止期間を定めることができる。

(指名停止期間の変更)

第7条 第2条又は第5条の規定による指名停止の期間中において、区長は、当該有資格者について必要があると認めるときは、前条各項に定める期間の範囲内で、当該指名停止期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第8条 第2条又は第5条の規定による指名停止の期間中において、当該有資格者が指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責めを負わないことが明らかとなったときは、区長

は、当該指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第9条 区長は、第2条若しくは第5条の規定により指名停止をし、第7条の規定により指名停止期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、それぞれ別記第1号様式、別記第2号様式又は別記第3号様式により通知するものとする。

2 区長は、第2条ただし書の規定により注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記第4号様式により通知するものとする。

(指名停止等の公表)

第10条 区長は、第2条又は第5条の規定により指名停止を行ったときは、別記第5号様式により有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

2 区長は、第7条の規定により指名停止期間を変更し、又は第8条の規定により指名停止を解除したときは、別記5号様式によりその旨を公表する。

(指名停止の特例)

第11条 契約担当者は、契約の種類、履行場所等からみて特に必要があると認められる場合は、第2条又は第5条の規定により指名停止を行っている有資格者を、当該契約について競争入札若しくは見積りに参加させ、又は相手方として契約を締結することができる。

附 則 (平成9年3月31日8中総経第299号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月27日12中総経第80号)

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月9日15中総経第296号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日18中総経第176号)

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日20中総経第47号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日21中総経第24号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日22中総経第201号)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23中総経第27号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者(アに掲げる者を除く。以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内おける区以外の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内 (標準24月)</p> <p>9月以上24月以内 (標準18月)</p> <p>6月以上18月以内 (標準12月)</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内 (標準12月)</p> <p>4月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>3月以上 9月以内 (標準6月)</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>3月以上 9月以内 (標準6月)</p> <p>1月以上 5月以内 (標準3月)</p> <p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>1月以上 6月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準2月)</p>

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故</p> <p>(1) 区発注の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合</p> <p>(2) 区発注の契約を除く関東地方における事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合</p> <p>(3) (2)の区域外で事故を発生させ公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合</p>	<p>事実を知った日から</p> <p>2月以上 6月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準2月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準2月)</p> <p>事実を知った日から</p> <p>1月以上 5月以内 (標準3月)</p> <p>1月以上 2月以内 (標準1月)</p> <p>1月以上 2月以内 (標準1月)</p> <p>事実を知った日から</p> <p>1月以上 5月以内 (標準3月)</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p> <p>(1) 区発注の工事契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合</p> <p>ア 工事成績点が40点未満の者</p> <p>イ 工事成績点が40点以上50点未満の者</p> <p>ウ 工事成績点が50点以上60点未満の者</p> <p>(2) 区発注の工事契約において、施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(3) 区発注の契約において、落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p> <p>(4) その他区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>7月以上12月以内 (標準9月)</p> <p>4月以上 6月以内 (標準5月)</p> <p>1月以上 3月以内 (標準2月)</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内 (情状による)</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内 (標準6月)</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上 6月以内 (情状による)</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 区発注の契約に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内 (標準24月)</p>

措 置 要 件	停 止 期 間
イ 区発注の契約を除く関東地方におけるもの	4月以上12月以内 (標準6月)
ウ イの区域外のもの	2月以上 6月以内 (標準3月)
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から
ア 区発注の契約に関するもの	6月以上24月以内 (標準12月)
イ 区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの	1月以上 6月以内 (標準2月)
(3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約にかかわるもの）し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から
ア 区発注の契約に関するもの	6月以上24月以内 (標準12月)
イ 区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの	1月以上 6月以内 (標準2月)
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	処分を知った日から
ア 区発注の契約に関するもの	6月以上24月以内 (標準12月)
イ 区発注の契約を除く関東地方におけるもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの	1月以上 6月以内 (標準2月)
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪その他の契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 区発注の契約に関するもの	12月以上24月以内 (標準24月)
イ 区発注の契約を除く関東地方におけるもの	4月以上12月以内 (標準6月)
ウ イの区域外のもの	2月以上 6月以内 (標準3月)
(6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合	当該認定をした日から 1月以上 9月以内 (情状による)

措 置 要 件	停 止 期 間
<p>5 区への提出書類の提出拒否、虚偽記載等</p> <p>区の競争入札参加資格申請、入札参加の申込み、入札、見積もり、プロポーザル、契約締結、契約履行、検査、代金請求等の手続において、区への提出書類の提出を拒否し、若しくは区への提出書類に虚偽の入力又は記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内 (標準6月)</p>

別記

第1号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長

印

指 名 停 止 通 知 書

この度、下記のとおり貴社に対し指名停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

様

中央区長



指名停止期間変更通知書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知しましたが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更しましたので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様

中央区長

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行いました。この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

記

- 1 指名停止を解除する日
年 月 日
- 2 解除の理由

第 号
年 月 日

様

中央区長

印

注 意 書

下記のとおり貴社に対し、中央区競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条ただし書の規定に基づき、注意します。

記

注意の理由

